

埼玉西部環境保全組合建設工事等指名競争入札実施要領

令和5年11月29日管理者決裁

(趣旨)

第1条 この要領は、組合が発注する建設工事の請負、建設工事等に係る設計、調査及び測量その他の業務委託並びに物品の購入等（以下「建設工事等」という。）の契約に係る指名競争入札を公正かつ円滑に執行するため、必要な事項を定めるものとする。

(入札参加者の指名)

第2条 建設工事等の入札参加者を指名するときは、埼玉西部環境保全組合指名業者選定委員会設置要領（令和5年11月29日管理者決裁）に基づく埼玉西部環境保全組合指名業者選定委員会が、埼玉西部環境保全組合建設工事等競争入札参加資格基準要綱（令和5年告示第13号）第2条第1項の規定に基づき、鶴ヶ島市建設工事等競争入札参加資格基準要綱（平成26年鶴ヶ島市告示第209号）第2条第3号の資格者名簿に登載されている者の中から、埼玉西部環境保全組合建設工事等指名業者選定基準(令和5年11月29日管理者決裁)に従って選定するものとする。

(指名及び入札の通知)

第3条 前条の規定により指名業者を決定したときは、当該指名業者に対し、入札に指名された旨及び入札の対象案件、入札日時、入札場所その他入札執行に関し必要な事項を通知しなければならない。

2 前項の規定による通知は、書面（電子メール等を利用した配付を含む。）により行うものとする。

3 管理者は、複数の同種の案件の入札に当たり、先の入札において落札者となった者をその後開札する他の案件において参加除外する方式（以下「一抜け方式」という。）を採用することができる。

4 管理者は、一抜け方式を採用するときは、第1項の規定による通知において、あらかじめ明示するものとする。

(設計図書等)

第4条 入札に参加するために必要となる設計図書、工事仕様書（金抜き設計書）、

特記仕様書その他入札金額の見積りに必要な図書は、書面配付（電子メール等を利用した配付を含む。）又は埼玉西部環境保全組合ホームページへの掲載をするものとする。

- 2 入札参加者からの質問は、書面（電子メール等を利用した質問を認めたときは、これを含む。）による提出とする。
- 3 入札参加者からの質問に対する回答は、書面配付（あらかじめ電子メール等を利用して書面の写しを配付したのち、原本を書面配付）とする。

（入札執行者等）

第5条 入札執行者は、埼玉西部環境保全組合事務決裁規則(平成19年規則第5号)で定めるものとする。

- 2 入札執行者は、入札をするに当たり、当該入札契約事務を担当する職員にその執行を補助させることができる。
- 3 入札執行者は、入札を執行するに当たり、当該入札契約事務に関係のない職員を立ち合わせることができる。

（入札保証金）

第6条 入札保証金は、埼玉西部環境保全組合において制定すべき規則のうち鶴ヶ島市規則を準用する規則（平成11年規則第2号）第2条の規定により準用する鶴ヶ島市財務規則（平成4年鶴ヶ島市規則第8号）第115条第1項第3号の規定を適用し、免除するものとする。

（入札の準備）

第7条 入札執行者は、入札に先立ち、当該入札に付する建設工事等の様式第1号の予定価格書、様式第2号の最低制限価格書(最低制限価格を設定した案件に限る。)、様式第3号の入札記録書、くじその他入札執行に必要なものを準備しなければならない。

（入札の執行）

第8条 入札は、あらかじめ指定した日時、場所及び方法に従い、書面により執行する。

- 2 入札参加者は、様式第4号の入札書に必要事項を記載し、記名押印の上、封筒に

入れ、封印した後に入札しなければならない。

3 入札参加者の数が1者であっても、入札を執行するものとする。

4 入札は、契約をしようとする建設工事等1件につき、1回執行する。

5 入札会場に入室できる入札参加者は、1業者1人とし、入札執行途中での退席は認めないものとする。

6 書面による入札は、代理人をして行わせることができる。この場合、入札執行者は入札書の提出の前に、委任状により代理人であることを確認しなければならない。

(入札金額の算出積算内訳書)

第9条 入札参加者は、入札時に入札金額の算出積算内訳書を提出するものとする。

(入札の辞退)

第10条 入札参加者は、入札を辞退するときは、次の方法により申し出るものとする。

(1) 入札執行前 様式第5号の入札辞退届を入札契約事務を担当する職員に直接持参し、又は郵便、電子メール等により送付（入札日の前日までに到達するものに限る。）して行う。

(2) 入札執行中 入札辞退届又は入札を辞退する旨を明記した入札書を入札を執行する者に直接提出して行う。

2 管理者は、前項の規定により入札を辞退した者について、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを行わない。

(入札書の書換え等の禁止)

第11条 入札参加者が一旦提出した入札書及びその算出積算内訳書の書換え、引換え又は撤回はできない。

(入札の取りやめ等)

第12条 入札執行者は、入札参加者が談合し、又は妨害、不正行為等により公正な入札を執行させることができないと認めたときは、入札の執行を延期し、落札者の決定を保留し、又は入札を取りやめることができる。

2 入札執行者は、天災、地変その他やむを得ない事由により入札の執行が困難なときは、その執行を延期し、又は取りやめることができる。

(開札)

第13条 入札書の提出があった後、直ちに入札会場において、入札者の立会いのもとで開札しなければならない。ただし、管理者が郵便入札により執行するものは、この限りでない。

2 入札執行者は、開札後、その効力の可否を審査しなければならない。

3 入札執行者は、開札した入札金額を入札記録書に転記するものとする。

(入札の無効)

第14条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 入札に参加する資格を満たしていない者がした入札

(2) 入札金額の算出積算内訳書を提出しない者がした入札、不備な入札金額の算出積算内訳書を提出した者がした入札又は入札金額の算出積算内訳書の合計金額が入札書に記載した金額と一致しない者がした入札

(3) 談合その他不正行為があったと認められる入札

(4) 虚偽の書類を提出した者がした入札

(5) 入札後に辞退を申し出て、その申出を受理された者がした入札

(6) 次に掲げる入札をした者がした入札

ア 入札者の記名押印のないもの

イ 押印された印影が明らかでないもの

ウ 記載すべき事項の記入のないもの、記入した事項が明らかでないもの又は入札金額を訂正したもの

エ 代理人で委任状を提出しない者がしたもの

オ 2以上の入札書を提出した者がしたもの又は2以上の者の代理をした者がしたもの

(7) 前各号に定めるもののほか、入札に関する条件に違反した者がした入札

(落札者の決定)

第15条 予定価格の範囲内で、最低の価格をもって入札をした者（最低制限価格を設定した案件は、予定価格の範囲内で、最低制限価格以上の価格をもって入札をした者のうち最低の価格をもって入札した者）を落札者とする。

- 2 落札とすべき同額の入札をした者が2者以上いるときは、当該入札参加者（郵便入札にあっては、当該入札参加者がやむを得ない事情により入札会場に来場できない場合は当該入札契約事務に関係のない職員）にくじを引く順序を決めるくじを行った後、落札者を決定するくじを行うものとする。
- 3 入札執行者は、前項の規定による各くじの結果を記録するものとする。
- 4 開札をした結果、第1項の落札者がいないときは、不調とする。
- 5 入札執行者は、落札者を決定したときは入札参加者全員に口頭又は書面により通知しなければならない。

（入札終了後の手続等）

第16条 入札参加者は、貸与された設計図書等を入札終了後直ちに返却するものとする。ただし、設計図書等の返却日を入札日前に指定されたときは、当該指定日に返却するものとする。

（その他）

第17条 この要領に定めるもののほか、この要領の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則（令和5年11月29日管理者決裁）

この要領は、令和5年11月29日から施行し、同日以後に指名通知する入札について適用する。

様式第4号（第8条関係）

入札書

1 件名

2 履行場所

3 金額
(税抜額)

十億	百万	千	円

4 入札保証金

埼玉西部環境保全組合において制定すべき規則のうち鶴ヶ島市規則を準用する規則（平成11年規則第2号）第2条の規定により準用する鶴ヶ島市財務規則（平成4年鶴ヶ島市規則第8号）に従い、設計図書等及び現場等を熟知したので、入札いたします。

年 月 日

（宛先）埼玉西部環境保全組合管理者

住所・所在地

商号又は名称

代 表 者

Ⓜ

上記代理人

氏 名

Ⓜ

（注意事項）

- 金額は、算用数字で記入し、頭部に「¥」を付記すること。
- 契約希望金額（消費税及び地方消費税相当額を除く金額）を入札書に記載すること。
- 入札書は、1件毎に調製し、文字を消したときは、その部分に印を押すこと。
ただし、金額の訂正は無効とする。

様式第5号（第10条関係）

入札辞退届

年 月 日

（宛先）埼玉西部環境保全組合管理者

住所・所在地

商号又は名称

代 表 者

年 月 日付けで下記について指名を受けましたが、下記の理由により入札を辞退します。

記

1 件 名

2 入 札 日 年 月 日

3 理 由